

## メモランダム

### 社会保障に関するベルギー王国と日本国との間の協定

## 1. はじめに

2005年2月23日、ベルギー政府及び日本政府は、社会保障に関する協定（以下、「協定」という）に署名しました。ベルギーでは、協定は2006年11月3日にベルギー公報にて発表され、2007年1月1日に発効しました。

雇用の国際化に合わせて、各国は次のように社会保障制度を規制する異なる制度を整備してきました。

- EU加盟国及びスイス：欧州法
- EU加盟国及び非EU加盟国間の二国間協定
- 協定未締結のEU加盟国及び非EU加盟国

ベルギーと日本間の協定はEU加盟国（ベルギー）、及び非EU加盟国（日本）間の二国間協定です。

以下は、日本で働くベルギー人及びベルギーで働く日本人の社会保障に関して、この協定が与える影響の概要です。

## 2. 適用分野

### 2.1. この協定の適用を受ける者

この協定は、いずれか一方の締約国の社会保障制度の適用を受けているか、又は受けたことのある者、及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者に適用されます。

この協定は、いずれか一方の締約国（ベルギーまたは日本）の社会保障制度の適用を受けているか又は受けたことがあり、他方の締約国内で働いている被用者及び自営業者、及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者（配偶者、被扶養の子）に関する規定を含みます。

## 2.2. この協定の効力発生前の事実に関する規定

効力発生前の事実は、給付を受ける権利を確立させるものではないものの、給付及びその計算で考慮されます。

派遣または自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣及び自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなします（4.2.2 参照）。

## 2.3. 適用範囲

### 2.3.1. ベルギーについて

次の事項に関する法律及び規則について適用します。

- (a) 被用者及び自営業者に関する老齢年金及び遺族年金
- (b) 被用者、商船の船員、鉱山労働者及び自営業者に関する障害保険
- (c) 被用者に関する社会保障
- (d) 自営業者に関する社会保障

この協定は、これらの法律及び規則を改正する法律及び規則についても適用されます。

ただし、海外の受給者への給付の支払、給付の減額及び給付の支払の停止、通算及び給付の額の計算などの給付に関するこの協定の規定は、老齢年金及び遺族年金（(a) 参照）及び障害保険（(b) 参照）についてのみ適用されます。

ベルギー国民の健康保険による医療費の給付に関しては、日本国はベルギーとの二国間協定がないものとみなされます。結果として、日本で働くベルギー被用者は、ベルギー医療保険の給付を受けることはできません。日本に派遣された、又は日本に出張しているベルギー国民のみが、一部制限範囲内でベルギー医療保険の給付を受けることができます。

### 2.3.2. 日本国について

次の事項に関する法律及び規則について適用します。

- (a) 次の日本国の年金制度について適用します。

- 国民年金（国民年金基金を除く）
- 厚生年金保険（厚生年金基金を除く）
- 国家公務員等共済年金
- 地方公務員等共済年金
- 私立学校教職員共済年金

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものは含みません。

(b) 次の法律（その改正を含む）により実施される日本国の医療保険制度について適用します。

- 健康保険法（大正 11 年法律 70 号）
- 船員保険法（雇用保険及び労働者災害補償保険に関する規定を含む）（昭和 14 年法律 73 号）
- 国民健康保険法（昭和 33 年法律 192 号）
- 国家公務員共済組合法（昭和 33 年 128 号）
- 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律 152 号）
- 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律 245 号）

ただし、海外の受給者への給付の支払、給付の減額及び給付の支払の停止、通算及び給付の額の計算などの給付に関するこの協定の規定は、老齢年金及び遺族年金（(a) 参照）についてのみ適用されます。

## 3. 一般原則

### 3.1. 平等な待遇

この協定は別段の定めがある場合を除き、この協定の適用を受ける者であって一方の締約国の領域内に通常居住する者は、当該一方の締約国の法令の適用に際して、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受けます。

### 3.2. 海外の受給者への給付の支払

一般原則として、一方の締約国の領域外に通常居住すること、又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得、又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者には適用しません。ただし、この規定は、初診日または死亡日において 60 歳以上 65 歳未満であった者に関して障害基礎年金、又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために、日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定には影響を及ぼしません。

一方の締約国から支給される老齢給付及び遺族給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、当該第三国の領域内に通常居住する当該一方の締約国の国民に対して給付する場合と同一の条件で支給します。

### 3.3. 給付の額の減額及び給付の支払の停止

一方の締約国の法令により支給される給付が、他方の締約国の法令により支給される給付と同時に受給者に支給される場合、又は一方の締約国の法令により支給される給付の受給者が、他方の締約国の領域内において被用者もしくは自営業者として就労する場合における給付の額の減額、又は給付の支払の停止に関する当該一方の締約国の法令の規定は、当該受給者に適用します。ただし、この原則は、同一の支給事由に基づく給付が同時に支給される場合については適用しません。

## 4. 適用法令

### 4.1. 一般原則

一般原則として、その者が活動を行う領域内の国の社会保障を適用します。

ベルギーの領域内において、自営業者として就労し、同時に日本国の領域内において被用者として就労する場合には、自営業者の社会的地位に関する法令に基づく義務について決定するために、日本国の領域内における被用者としての就労とみなします。この規定の目的は、ベルギーでの自営業は補助的な活動とみなされるかどうかを決定することです。実際のところ、ベルギー法令では、自営活動のほかに被用者として半分以上活動を行う場合は、自営活動は補助的な活動とみなされます。この場合、社会保障保険料納付が減額されます。

### 4.2. 例外：派遣

#### 4.2.1. 一般原則

被用者の派遣又は自営業者の場合、**派遣期間が5年間を超えないことを条件として**、出身国の社会保障制度が継続して適用されます。これについては、必要な書式を権限のある当局に提出する必要があります。さらに、ベルギー及び日本国当局間の相互協議により、この協定を最長で**5年間**延長できる規定が含まれます。

自営業者ではない被用者が雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていて、その後、当該雇用者により当該第三国から他方の締約国に派遣される場合にも、この例外は適用されます。

#### 4.2.2. 経過規定

現在の派遣については、この活動の期間は**この協定の効力発生の日（2007年1月1日）に開始したものとみなします。**

ベルギーから見た場合、該当する者は、派遣の直前にベルギー社会保障の対象となっている必要があります。この条件の理由としては、社会保障制度を変更するための行政手続きを避けるという（唯一の）理由で派遣が行われるためです。派遣国の制度の適用を受けないという理由で、被用者

が適用を受ける社会保障制度を変更する必要がある場合、派遣理由は存在しなくなり被用者は当初より働いている制度の適用を受ける必要があります。

たとえば、2007年1月1日以前にベルギー法令でなく日本国法令のみが適用されていた被用者にはこの協議を享受することはできない。ただし、（6ヶ月間の派遣後に）日本で働いている間もベルギー社会保障の適用を継続して受ける被用者の場合、派遣のその他の条件を満たすこと（被用者は派遣雇用者の当局が継続して管轄）を条件にこの協定に基づくことが可能です。

## 5. ベルギーの給付に関する規定

### 5.1. 老齢給付及び遺族給付

#### 5.1.1. 通算の原則

一般原則として、ベルギーの法令による保険期間を有する者について、ベルギーの老齢給付又は遺族給付を受ける権利の取得のために必要な場合は、ベルギーの実施機関は、ベルギーの法令による保険期間と重複しない範囲において、日本国の法令による保険期間とベルギーの法令による保険期間とを通算します。

ただし、ベルギーの法令が、特定の職業による保険期間を満了することをベルギーの老齢給付、又は遺族給付を受ける権利の取得のための要件としている場合には、当該給付を受ける権利の取得のため、ベルギーの実施機関は、日本国の法令による保険期間であって、ベルギーの実施機関が同一の職業による保険期間と認めたもののみを通算します。

ベルギーの法令が、特定の職業による保険期間を満了することをベルギーの老齢給付、又は遺族給付を受ける権利の取得のための要件としている場合において、前項に基づく通算の結果得られた保険期間により当該給付を受ける権利を確立することができなかったときは、ベルギーの実施機関は、ベルギーの被用者に係る一般制度の下での給付に係る決定のために、当該通算の結果得られた保険期間を考慮します。

#### 5.1.2. 給付の額の計算

保険期間を通算することなくベルギーの老齢給付、又は遺族給付を受ける権利が確立される場合には、ベルギーの実施機関は、ベルギーの法令による保険期間にのみ基づいて、当該給付の額を計算します。また、当該ベルギーの実施機関は、次項の規定により得られる当該給付の額を計算し、これら二つの額のうち高い方を用います。

前述の5.1.1の規定に従って保険期間を通算することによって初めてベルギーの老齢給付、又は遺族給付を受ける権利が確立される場合には、次の規定を適用します。

- (a) ベルギーの実施機関は、両締約国の法令によるすべての保険期間が当該ベルギーの実施機関が適用する法令のみによる保険期間であるとした場合に、支給される理論上の給付額を計算します。

- (b) ベルギーの実施機関は、(a) に規定する理論上の給付額に、(a) に規定する両締約国の法令によるすべての保険期間に対する当該ベルギーの実施期間が適用する保険期間の比率を乗じて、支給すべき額を計算します。

## 5.2. 障害給付

### 5.2.1. 通算の原則

5.1.1 の規定は、ベルギーの法令による保険期間を有する者が、ベルギーの障害給付を受ける権利を取得する場合について準用します。

### 5.2.2. 給付の額の計算

ベルギーの障害給付を受ける権利が、ベルギーの法令による保険期間、及び日本国の法令による保険期間を通算することにより初めて確立される場合には、当該給付の額を計算するため、前条の規定を準用します。

通算を適用することなくベルギーの障害給付を受ける権利が確立される場合において、日本国の障害給付額と前項に従って計算されたベルギー障害給付の額とを合計した額が、ベルギーの法令のみに基づく給付の額よりも低いときは、ベルギーの実施機関は、これら二つの障害給付の額を合計した額と当該ベルギーの法令のみに基づく給付の額との差額を補填します。

### 5.2.3. 最低加入期間

ベルギーの障害給付を受ける権利が、ベルギーの法令による保険期間及び日本国の法令による保険期間を通算することにより初めて確立される場合には、保険事象の発生前のベルギーの法令による保険期間の合計が 1 年に満たないときは、ベルギーの実施機関は、ベルギーの障害給付を支給しません。

### 5.2.4. 障害給付に関する特別規定

ベルギーの障害給付の受給者は、ベルギーの実施機関により日本国の領域内における滞在があらかじめ承認された場合には、当該滞在中も当該障害給付を受ける権利を引き続き有します。ただし、ベルギーの法令に基づいて、当該ベルギーの実施機関が障害の状態を評価し、又は再評価しなければならない期間中に当該滞在が行われる場合には、当該ベルギーの実施機関は、この承認を拒否することができます。

### 5.2.5. ベルギーの給付に関する共通規定：給付の額の再計算

日本国の老齢給付、遺族給付又は障害給付の額が、生計費の上昇、賃金水準の変動その他の事由により一定の割合又は額に基づいて変更される場合には、ベルギーの実施機関は、ベルギーの老齢給付、遺族給付又は障害給付の額について再計算を行う必要はありません。

一方日本の老齢給付、遺族給付もしくは障害給付を受ける権利の確立の方法、又はこれらの給付の額の計算に係る規則が修正される場合には、ベルギーの実施機関は、上記の通算規定に従って再計算を行います。

## 6. 日本国の給付に関する規定

### 6.1. 通算

日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすのに、十分な保険期間を有しない者について、この協定で規定する給付を受ける権利を確立するため、日本国の実施機関は、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、ベルギーの法令による保険期間を考慮します。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については適用しません。

前項の適用に当たっては、

- (a) ベルギーの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮します。
- (b) ベルギーの法令により次に示す期間として認められた保険期間は、日本国の厚生年金保険における同種の作業に従事した期間として考慮します。
  - 鉱山において常時の坑内作業に従事した期間
  - 海上航行船舶において被用者として就労した期間

### 6.2. 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く）を受ける権利の確立のために初診日、又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件としている場合において、初診日又は死亡日がベルギーの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなします。

ただし、国民年金の下での障害給付、又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く）を受ける権利がこの前述の要件を適用しなくても確立される場合には、前項は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事実に基づく障害給付、又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く）を受ける権利の確立に当たっては適用しません。

複数の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く）を受けるために、初診日または死亡日が特定の保険期間中にあることを求める要件は、日本国の法令に従って、そのうちの一つの年金制度に満たされたものとみなします。

### 6.3. 給付の額の計算

ベルギーの障害給付を受ける権利が、ベルギーの法令による保険期間、及び日本国の法令による保険期間を通算することにより初めて確立される場合、又は日本国の障害給付又は遺族給付（保険料

の還付として支給される一時金を除く)を受けるために、初診日または死亡日が特定の保険期間中にあることが日本国の法令により求められる場合、次の4つの場合に限定して、日本国の実施機関は、日本国の法令に従って当該給付の額を計算します。

- (a) 障害基礎年金その他の給付に関しては、当該給付を受けるための要件が、日本の障害給付を受ける権利がベルギーの法令による保険期間、及び日本国の法令による保険期間を通算することにより初めて確立されること、又は日本国の障害給付、又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く）を受けるために、初診日または死亡日が特定の保険期間中にあることにより満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間、保険料免除期間、及びベルギーの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間、及び当該保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算します。
- (b) 日本国の被用者年金制度の下での障害給付、及び遺族給付（当該制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される当該給付の額が定められた当該期間に基づいて計算されるものに限る）に関しては、当該給付を受けるための要件が、日本の障害給付を受ける権利がベルギーの法令による保険期間、及び日本国の法令による保険期間を通算することにより初めて確立されること、又は日本国の障害給付、又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く）を受けるために、初診日または死亡日が特定の保険期間中にあることにより満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間、及びベルギーの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算します。ただし、合算した当該期間が定められた当該期間を超える場合には、合算した当該期間が、定められた当該期間と等しいこととします。
- (c) 前述の二項（(a)及び(b)参照）に従った日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該権利を有する者が複数の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、1に規定する保険料納付期間、又は(b)に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、日本国の被用者年金制度におけるそれらすべての保険期間を合算した期間とします。ただし、合算した期間が前項（(b)参照）で規定する日本国の法令上定められた期間に等しいか、又はこれを超える場合には、(b)に規定する計算方法は適用しません。
- (d) 老齢厚生年金の一部である配偶者加給、その他の日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しいか、又はこれを超える場合に一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が、日本の障害給付を受ける権利が、ベルギーの法令による保険期間、及び日本国の法令による保険期間を通算することにより初めて確立されること、又は日本国の障害給付、又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く）を受けるために、初診日または死亡日が特定の保険期間中にあることにより満たされる場合には、支給される当該給付の額は、定められた当該期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算します。

3.1に規定する「平等な待遇」の原則は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定には影響を与えません。



# LOYENS

ADVOCATEN • AVOCATS

ブリュッセル、2007年3月15日

Filip Saelens, [fillip.saelens@loyens.com](mailto:fillip.saelens@loyens.com)  
Elke Vandormael, [elke.vandormael@loyens.com](mailto:elke.vandormael@loyens.com)  
Stijn Marquant, [stijn.marquant@loyens.com](mailto:stijn.marquant@loyens.com)  
Loyens Advocaten – Avocats



Loyens Advocaten – Avocats  
Neerveldstraat 101-103  
1200 Brussels  
電話 : +32 2 743 43 43  
ファックス : +32 2 743 43 70

<お断り>

これは非公式日本語訳です。解釈に差異が生じる場合は、英語版を正本とします。